

農業委員会だより



発行：八王子市農業委員会 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 TEL 042 (620) 7402



『良好な関係が築ける農業を目指して』

農業委員会委員 山田 正

【主な記事の紹介】

- 農地中間管理事業を活用した農地の貸借の概要と活用事例…………… 2
- 活動の計画、顕彰事業等受賞者…………… 3
- 農業委員会からのお知らせ…………… 4

私が担当する加住地区は、八王子市の北部に位置します。この地区は、心安らぐ風景が望める丘陵地や今年築城500年を迎える滝山城に代表される歴史的な風情に加え、八王子インターチェンジや新滝山街道など交通の利便性が高い都市環境が形成されています。とりわけ滝山丘陵北部の高月町は、秋川の清流を取水している都内随一の水田地帯です。

以前は、米や野菜、梨等の作物が栽培され、養蚕業や畜産業を営まれている農家が多かったです。現在は、野菜や花卉、桑などの農産物、牛乳や卵の生産が盛んですが、中でも「八王子ショウガ」は、加住地区の農家が生み出した江戸東京野菜の一つとして注目を集めています。また、ブランド豚として有名な「TOKYO-X」や減農薬栽培のブランド米である「高月清流米」、パッションフルーツ等の特産品は、都内唯一の道の駅である「道の駅八王子滝山」で積極的に販売されています。

最近では、軒先販売などによりお客様に農産物を直接販売されている農家も増えています。新鮮な地場産品の魅力を知っていただけるうえ、お客様から感謝の言葉をいただくこともあるので、とてもやりがいを感じられています。

近年、市内では「農地中間管理事業の推進に関する法律」や「農業経営基盤強化促進法」に基づく市街化調整区域内における農地の貸借の事例が増えています。担い手不足が課題となっている昨今、これらの制度を活用して農地の貸借を進めていくことで、耕作放棄地の有効活用を図っていくことが重要であると考えます。農業委員として、農業の魅力や楽しさをより多くの方に知っていただき、八王子の農業の発展に貢献できるよう努力していきたいと思っております。

農地中間管理事業を活用した農地の貸借

近年、農業従事者の高齢化や担い手不足が進み、耕作放棄された農地を復元するために、農業経営に携わる人材の確保や育成が課題となっています。

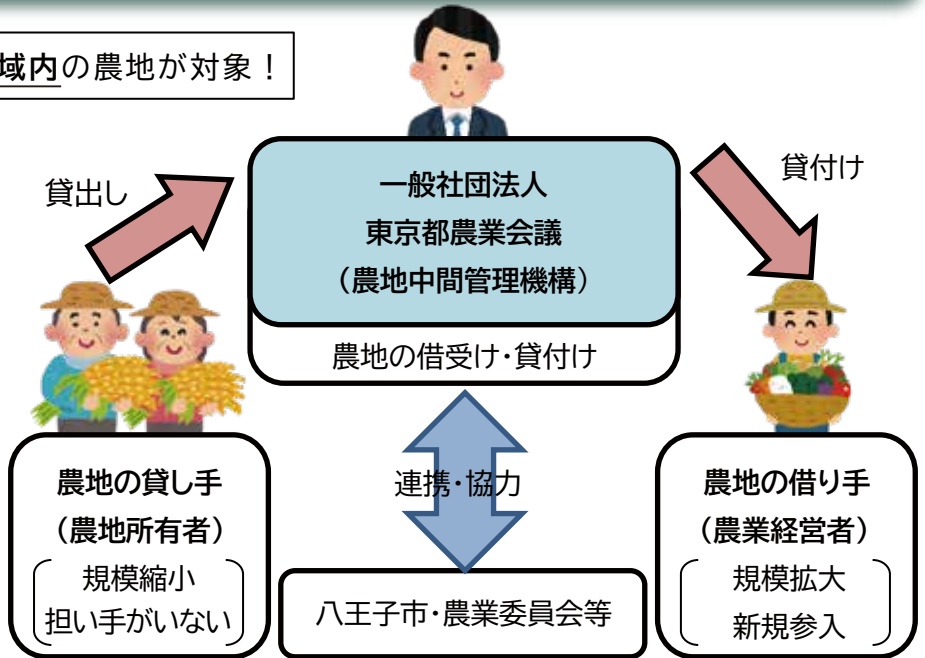
このような状況の中、「農地中間管理事業の推進に関する法律」や「農業経営基盤強化促進法」に基づき市街化調整区域内の農地の貸借を行う事例が増えつつあります。

本号ではこれらの法律に基づく制度の概要とともに、実際に制度を活用されている方の取組事例を紹介いたします。

市街化調整区域内の農地が対象！

〈農地中間管理事業とは？〉

(一社) 東京都農業会議が、農地所有者から農地を借り受け、経営規模拡大等を目指している認定農業者や新規就農者等に貸し付ける事業です。詳しくは、(一社) 東京都農業会議 (03-3370-7146) へ。



〈農地の貸し借りを考えている方へ〉

農地中間管理事業以外にも、農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地を借りることができます。手続方法など詳しくは、農林課 (620-7250) または農業委員会事務局 (620-7402) まで。

農地中間管理事業を活用した事例 ～新規就農し、農地を借り受けた小林敦さん～

こばやしあつし

- 農地中間管理事業を知ったきっかけを教えてください。

東京都農業会議に新規就農の相談をした際、担当者の方からお話をいただいたのがきっかけです。また、八王子市や農業委員会事務局のサポートもあり、スムーズに手続を進めることができ大変嬉しく思っています。

- 小林さんが借り受けた農地を教えてください。

戸吹町にある農地で、東京都農業会議から紹介していただきました。冬は氷点下になるほどですが、創意工夫をしながら農地の維持管理をしています。また、近所の農家さんにはよく声をかけてもらい、農作業のサポートもしていただき、とても感謝しています。



▲ 小林さんが借り受けた農地

- 農地中間管理事業の活用を考えている方にアドバイスをお願いします。

安定した農業経営を目指すためには、『コンディションの良い農地に巡り合えるか』どうか非常に重要です。農業技術や知識を習得する努力を続けながら、農地中間管理機構と話し合いを重ねることが、自身の農業経営に適した農地を借りる近道になると思います。

- これからどのような農業経営を目指されますか。

まずは周りの農家さんに顔を覚えてもらうことから始めたいと思っています。ベテランの農家さんの経営スタイルを見習わせてもらい、新規就農者として、『基本に忠実に売れる野菜作り』に励んでいきたいと思っています。



▲ 小林さん宅前の軒先販売

令和3年度（2021年度）の目標及び活動計画

農業委員会では、許可や届出受理などの法令事務を行うとともに、担い手への農地の利用集積・集約化を推進するため、今年度の目標とその目標を達成するための活動計画を定めました。

① 担い手への農地の利用集積・集約化

② 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

③ 遊休農地に関する措置

④ 農地制度の周知及び適正な農地利用の促進

顕彰事業等受賞者の紹介

令和3年2月18日に開催を予定していた第62回東京都農業委員会・農業者大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、記念行事である顕彰事業等の授賞式も行われませんでした。大会で協議する予定でした国への要望や農業委員会活動の推進に関する決議は、3月17日開催の東京都農業委員会会長集会で協議しました。

本市から顕彰事業等の対象となった皆様は次のとおりです。おめでとうございます。

◆ 企業的農業経営顕彰

（東京都産業労働局長賞・東京都農業会議会長賞）

磯間 純治氏

平成15年に就農。父とともにダイコン、ホウレンソウ、キャベツ、サトイモ等を中心に栽培し、主に市場に出荷してきた。その後、スーパーでの共同出荷先の開拓、学校給食への出荷、マルシェ802（八王子）等の出荷先を拡大することにより、作付けする野菜の種類を大幅に広げている。

平成15年4月に JA 八王子青壮年部へ加入し、平成22年から2年間副部長として活躍した。

地域での活動として、市内中学生の職場体験の受け入れ先として、農業体験の場を提供する等、本市の農業に対する理解の促進に大きく貢献している。



◆ 農業後継者顕彰

（東京都農業会議会長賞）

源原 研一氏

平成20年に就農。両親とともにコマツナ、カブ、ホウレンソウを中心に栽培している。収穫物の出荷先はスーパー、直売所、学校等多岐にわたる。

平成22年から JA 八王子青壮年部に所属し、令和2年4月からは副部長を務めている。また、平成25年から JA 八王子パッションフルーツ生産組合に所属し、商品開発を目指す等、地域の農業振興、食育に大きく貢献している。



◆ 農業功労者表彰

井上 正芳氏

父が亡くなったことを契機に就農。主にダイコン、ジャガイモ、トマト、キュウリ、ナスを栽培して、道の駅八王子滝山や学校給食を中心に出荷してきた。

平成25年からは農業委員に就任し、平成28年からは農地利用最適化推進委員を務め、地元農業の中心的な役割を担っている。現在は JA 八王子で会計を担当している。

地域での活動として小学生に対して農家の仕事内容についての授業をする等、食育にも貢献している。



農業委員会からのお知らせ

◆農作物生産状況調査の実施

東京都では、農業の現状を正確に把握するため、農業委員会を通じて農作物生産状況調査を行っています。本年も以下のとおり実施しますのでご協力をお願いします。

1 調査形式

書面（調査票）による調査です。

2 調査時期

8月上旬に農業委員会から調査票を送付します。調査票に必要事項を記入し、8月下旬までに同封の返信用封筒にて返信してください。

3 調査内容

令和2年(2020年)中の農作物に関する作付延べ面積、出荷量及び販売方法（出荷先など）に関する調査です。

◆東京都指導農業士の募集

東京都指導農業士とは、農業技術や経営管理能力が高く、農業の担い手に対する指導活動等により、力強い東京農業の発展に資する農業者に対し、都知事が認定する制度です。

指導農業士の認定を希望される方は、農業委員会事務局へお問い合わせください。

◆農地利用状況調査の実施

遊休農地の発生防止を目的として、農地法第30条に基づき農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員等が農地の利用状況調査を行います。調査の結果、管理状況が不十分と判断された場合には、農地法第32条に基づき所有者に利用意向調査書を送付いたします。農地の適正管理へのご協力をお願いいたします。



▲ 管理が十分にされていない農地

◆生産緑地パトロールの実施

生産緑地については、管理状況の確認という観点から例年9月～10月に調査を行っております。生産緑地の大半は適正に管理されていますが、管理が不十分であったり、不適正な利用がされている状況も一部見受けられます。生産緑地法第8条に基づき、農業経営に関係のない工作物の設置や、駐車場等に転用する行為等は規模の大小に関わらず認められていません。生産緑地をお持ちの方は適正な維持管理をお願いいたします。



▲ 生産緑地の管理状況を確認する農業委員

Topics

特定生産緑地指定申請の受付

平成5年（1993年）・平成6年（1994年）に生産緑地地区として指定された土地をお持ちの方を対象に、特定生産緑地指定の申請受付を行います。申請希望の方は、電話にてご予約いただいたうえで、必要な書類を持参し市役所本庁舎6階の都市計画部都市計画課へお越しください（要予約）。申請受付は、令和3年（2021年）11月1日（月）から令和4年（2022年）3月31日（木）までです。お問い合わせは、都市計画部都市計画課（電話：042-620-7302）まで。

申請書・届出書の様式が変わります

7月1日(木)から申請書等の様式が変わりました。詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

農地を相続されたら届出が必要です

相続等で農地の権利を取得された方は農地法の届出が必要です。農業委員会事務局へお越しください。

農地を転用する場合は手続が必要です

農地を住宅や駐車場等の農地以外の用途に転用する場合は、農地法の許可（市街化区域内の場合は届出）が必要です。必要書類や手続の方法など、詳しくは、農業委員会事務局までご相談ください。

農業委員会活動日誌

令和2年度（2020年度）農業委員会総会 開催状況

総会開催日	専決処分案件	審議案件	報告案件
第9回（12月24日）	4件	4件	2件
第10回（1月28日）	6件	6件	4件
第11回（2月22日）	4件	5件	3件
第12回（3月25日）	4件	7件	2件

令和3年度（2021年度）農業委員会総会 開催状況

総会開催日	専決処分案件	審議案件	報告案件
第1回（4月27日）	5件	8件	3件
第2回（5月28日）	4件	5件	2件

「農業者年金」へ加入しませんか？ / 「全国農業新聞」を購読しませんか？

お申込み・お問い合わせは
農業委員会事務局まで。